

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第4回）審議概要

| | | | |
|--------------------------|--|---|----|
| 開催日及び場所 | 平成29年9月20日（水）13時30分～14時30分 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス） | | |
| 出席委員 （敬称略） | <p>○委員長 牧野 浩一（国立大学法人福井大学 監事）</p> <p>○委員 山川 均（弁護士・公認会計士） 福島 一政（国立大学法人福井大学 監事） 一居 利博（国立大学法人福井大学 総務・財務担当理事）</p> | | |
| 審議対象期間 | 平成28年10月1日～平成29年3月31日 | | |
| 個別審査案件 | 8件 | <p>○議事</p> <p>(1) 第2回契約監視委員会の意見への対応状況について（報告）</p> <p>(2) 平成28年度下半期の契約に係る審査</p> <p>(3) その他</p> | |
| 内訳 | 一般競争入札方式 | | 6件 |
| | 指名競争入札方式 | | 0件 |
| | 随意契約方式 | | 2件 |
| 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 | 別紙のとおり | | |
| 委員会による意見の内容 | 審議の過程で指摘した書類上の不備については、適切に対応をお願いすることとし、全体としては特に問題なく処理されている。 | | |

平成28年度下半期の契約に係る審査に先立ち、事務局から、第2回契約監視委員会で意見の挙がった総合評価落札方式にかかる要領等の整備について、規則等の改正を完了し、総合評価落札方式の根拠を国立大学法人福井大学契約事務取扱要項において明文化した旨の報告があり、了承された。

続いて、抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、下記のとおり質疑応答が行われた。

【抽出案件】

- ① MR組合せ型ポジトロンCT装置一式の保守【一般競争入札】
- ② 解剖体の搬送等業務【一般競争入札】
- ③ Web of Scienceの利用【一般競争入札】
- ④ 磁気共鳴画像診断システム【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑤ 福井大学医学部附属病院電子記録等の運用に関する支援業務【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑥ 医療情報システム高度化対応設備【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑦ 血管造影X線診断装置「Allura Xper FD20」用管球（蘭国フィリップス社 MRC 200 0407 ROT-GS 1004）【随意契約】
- ⑧ 福井大学医学部附属病院改修その他機械設備工事（第4回設計変更）【随意契約】

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ①について、予定価格を算出する際の参考見積もりを提出した業者が入札することは支障ないのか。その業者からすれば、予定価格は分かるようにも思うが。 ・ 本件を落札した業者から見れば、提出した参考見積もりが予定価格となっている。そこまで読んで入札したかは分からないと思うが、結果的にはそうになっている。そこは、あくまでも市場価格だから問題ないという考え方で良いか。 ・ ②について、請負契約書を見ると、代金額は別紙1のとおりとされており、単価契約となっている。入札は総価(合計額)で行い、契約は単価で行うということは | <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題ない。市場価格を調査するということで、その業者に限って参考見積もりを徴収するわけではないためである ・ はい。 ・ 入札は、予定数量を予め本学で設定し、それに単価をかけた総価で行っている。当該業務には、ご遺体を運ぶ等様々な業務があり、例えば搬送はA会社でその |

| | |
|---|--|
| <p>良いのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一社応札となった理由として、業者へ声かけ等を行ったものの本学が求める業務内容への対応が難しいとの回答があったとされているが、これはどういう風に分析されているのか、若しくは、改善点等はあるのか。 業者が複数ある中でも、そういった条件に見合ったところは今回入札があった1業者しかほぼないのか。 今後、そういった業者が入札しやすいような枠組みを考えられるかどうか検討していただけると良いかと思う。 ③について、入札執行調書を見ると、「5. 国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第19条による立会職員及び第24条第2項によりくじを引いた職員」欄に氏名等の記載がある。今回抽出した案件で唯一③だけに記載があり、他の案件では当欄は斜線が引かれている。これは、職員が立ち会う理由が何かあったのか。 では斜線を引いてください。 契約書を見ると、相手方の署名押印欄が社長ではなく代理人として支部長名と | <p>他の業務は B 会社で行うとなると業務運営上支障を来すので、業務により落札する業者が異なるという状況を避けるため、単価と総価を合わせたような形で入札している。業務に一貫性があるため、一つの業者で一貫して業務いただいた方が合理的であろうということで、こういった入札となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ご遺体搬送は患者様がお亡くなりになった時点でご連絡して即時に対応していただくということで、業者側としては24時間対応となり、人員をその分見込んでおかなければならないということがあると思う。 参考見積もりを出していただく際には、他の業者にもお声かけしたが、参考見積もりはご呈示いただけなかった。 はい。分かりました。 当欄は、業者が開札に立ち会わない場合に、代わりに入札事務に関係のない本学の職員が立ち会ったり、同価の入札があった際に代わりにくじを引いたりした場合に記載する欄である。今回は、入札時に記載のある職員が立ち会ったというだけであるため、他の案件同様に記載は必要なかった。 はい。 委任状をとっている。 |
|---|--|

なっている。これは委任状等をとっているのか。若しくは、商業登記簿で支店登記等は確認しているか。

- 支部長宛の委任状が本社から出ているということで良いか。
- それでは結構です。最悪の場合、表見支配人という法律構成を使えば責任は追及できるが、委任状があった方がより責任は明確になるので、今後も是非とおいていただきたい。
- ④について、変更契約されているが、これは契約締結後の変更か。
- 一般的に契約の変更ができるかという大きな問題がある。規則等上は、原則は、契約事務取扱要項第56条に定められているとおり、競争契約の場合には、入札当初の条件から変えられないと思う。入札をしてから内容を変えていくのでは入札の意味がないということだと考えられるが、今回の変更契約はこの規定に照らして問題はないか。

• はい。そうです。

• はい。分かりました。

• はい。契約締結後に変更契約を結んでいる。内容としては、応札時の仕様書上で、引き渡しまでに応札品のソフトウェアよりも高度な性能・機能を有する機能向上版のソフトウェアが国内で提供可能となった場合は当該ソフトウェアを納入することの条件を記載しており、納入期限の3月までに新しいソフトウェアが発売され、納入することが可能となったため、変更契約を結んでいる。内容としては、画像処理能力の高速化・短時間化が図られるようになり、本院にとっても有益であることから、技術審査を実施した上で変更契約を締結している。

• 契約金額は変わらないが内容がより本院にとって有利となったと判断し変更したもので、この規定に抵触しないという判断で手続きを行った。

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 入札回数が6回に渡っているが、どういう理由でそうなったのか。 • 中身を削るということではなく、価格だけ下がっていったということの良いか。 • ⑤について、予定価格算出内訳書の末尾に基準価格の算出があるが、基準価格の意味は予定価格とは反対でこれより下げてはいけないというものか。 • 基準価格を設定するという根拠は規則等のどこに記載があるか。 • 別に定める基準は何か定めているか。 • 予定価格算出内訳書の末尾に記載のある基準価格の算出がどの基準に沿っているのか確認したい。 • ⑥について、変更契約されているが、こちらは期限の変更だけか。額は変わっていないか。 • やむを得ない履行遅滞ということか。 | <ul style="list-style-type: none"> • 本学の求める予定価格まで入札を実施して、結果的に6回で落札されたということである。 • 契約内容等は変わらない。 • おおよそそういうことである。 • 契約事務取扱要項第25条第2項の「最低価格で入札した者の入札価格が別に定める基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、調査しなければならない」という記載である。 • 発注工事請負等契約要項の第13条に基準の記載がある。 • 発注工事請負等契約要項第13条第1項第3号に、「その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合」とあり、今回の計算式は直接人件費を求めており、人件費分は必ず確保するという意味合いでこの基準価格がたてられている。 • はい。物品の納入期限が遅延したため変更契約を行った。額は変えていない。 • はい。 |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • こちらも契約書を見ると、相手方の署名押印欄が社長ではなく代理人として支店長名となっているが、委任状等はあるか。 • ⑦について、随意契約施行伺の根拠規則欄には会計規則の該当条項のみ記載されているが、契約事務取扱要項の該当条項も記載すべきではないか。 • 緊急性があったということだが、緊急の事態が発生した、つまり、ランプが切れたというのはいつか。 • その日の内に4社から見積もりを取得し、契約したということで良いか。 • ⑧について、随意契約とした根拠規定を会計規則第26条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」としているが、当該条項については、契約事務取扱要項に具体的な規定はないということで良いか。他の条項については、契約事務取扱要項に具体的な内容が書かれているが、当該条項については、契約の性質又は目的が競争を許さないという1点で判断するということか。 • 設計変更の理由は。 | <ul style="list-style-type: none"> • はい。いただいている。 • 緊急の必要により競争に付すことができないときという会計規則第26条第1項第2号だけでなく、その他契約担当役等が緊急の必要があると認めたときという契約事務取扱要項第31条第1項第2号も記載すべきであった。 • 12月6日の朝である。 • はい。 • はい。そうです。文部科学省から、工事請負契約における随意契約のガイドラインが出ており、その中に、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するものはどういったものかが書かれており、それに基づき行っている。 • オリンピックや震災復興等の影響により工事単価が想定以上に上がっていること等が関係している。文部科学省へ事前に丁寧に説明し、許可をとりながら進めている。 |
|---|--|